

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名		現業職員の給与の種類及び基準に関する条例	
条 例 番 号	昭和 32 年神奈川県条例第 55 号	法 規 集	第 2 編第 4 章第 2 節
所 管 部 局 室 課		総務部人事課	
条 例 の 概 要		地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 項及び地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、現業職員の給与の種類及び基準を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 項及び地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定により、現業職員の給与の種類及び基準は、条例で定めるものとされており、必須の条例である。	
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	現業職員の給与の額、初任給、昇給等について、現業職員以外の県職員との権衡、勤務の特殊性等を考慮して定めることとしており、適正である。	
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	現業職員の給与の種類を明確かつ限定的に定めている。また、現業職員の給与の額等については、現業職員以外の県職員との権衡、勤務の特殊性等を考慮し、適宜見直しており効率的である。	
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	地方公営企業等の労働関係に関する法律等の規定に基づき、現業職員の給与について必要な事項を定めたものである。 また、職員給与の適正な管理に取り組んでいるところであり、「行政システム改革基本方針」の考え方に適合している。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	地方公営企業等の労働関係に関する法律等の規定に基づき、現業職員の給与について必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。		理 由 現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。
			特 記 事 項 現業職員の給与については、平成 20 年 3 月に策定した「技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」に基づき、県民の理解を得られる適正なものとなるよう見直しを実施する。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>